平成２６年（フ）第２３１２号
東京都江東区新大橋１丁目５―４―203
債務者　柿崎　伸一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３４１号
神奈川県相模原市南区相模台３丁目11―17
債務者　石川　祐弥
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３４２号
東京都江戸川区北葛西５丁目25―８
債務者　江部　敏栄（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３４３号
埼玉県さいたま市桜区南元宿２丁目32―20―107
債務者　迫田　竜二
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３４４号
千葉県船橋市行田１丁目13―13
債務者　永田　直史
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３６２号
東京都大田区下丸子１丁目６―19　コーポ海藤
債務者　見岡　宗春
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３６７号
東京都府中市若松町３丁目２―18―602
債務者　伊藤　千恵
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３６９号
東京都北区岩淵町29―２
債務者　齋藤　誠剛
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７３号
東京都足立区大谷田１丁目１―７―327
債務者　松田千鶴子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７４号
東京都品川区旗の台２丁目８―21―507
債務者　遠藤　貴弘
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７５号
東京都大田区大森南５丁目３―30　さかえ荘
債務者　菊地　　悟
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７６号
東京都北区上中里１丁目43―３―201
債務者　石川　民久
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７７号
東京都江戸川区南小岩５丁目19―10―103
債務者　浅見　順一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７８号
東京都豊島区要町２丁目33―16
債務者　跡部　康彦
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７９号
東京都福生市加美平１丁目６―４―302
債務者　小林　　猛
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３８０号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―３―901
債務者　宮島　貴彦
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部